

規 約

相模原廃棄物対策協議会

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、相模原廃棄物対策協議会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、会長事業所内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は相模原市内に所在する、工場、事業所より発生する廃棄物の適正処理を図るため、会員相互の調査、研究、情報交換等を行い、関係機関との連携を密にし、生活環境の保全及び向上を計ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物処理の適正を図るため、調査、研究及び情報交換。
- (2) 関係行政機関並びに関係団体との連絡調整。
- (3) 講習会、見学等の開催。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第 2 章 会 員

(組織)

第 5 条 本会の会員は、本会の会員は、相模原市内に所在する工場、事業所等で、本会の主旨に賛同するものをもって組織することを原則とする。

- 2 本会の会員は、正会員と賛助会員から構成される。
- 3 正会員、賛助会員の区別は、理事会の議決をもって決定する。
- 4 賛助会員は、本会の会議における議決権を有しないものとする。
- 5 第 1 項の記載に関わらず、賛助会員には相模原市内に所在しない工場、事業所等でも入会可能とする。

(入会)

第 6 条 前条に掲げるもので、本会に入会しようとするものは、入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第 7 条 本会を退会しようとするときは、退会届を会長に届出しなければならない。

(除名)

第 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議をもって、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の目的に反する行為を行ったとき。
- (2) 会員として義務を怠ったとき。

(名称等の変更)

第 9 条 会員は、名称、代表者、所在地等を変更したときは、会長にその旨を届出しなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

| | | | | | |
|----|-----|-----|----|----|----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 4名 | 会計 | 1名 |
| 理事 | 若干名 | 監事 | 2名 | | |

(役員を選出)

第11条 会長、副会長、理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。

2 会計は理事の中から会長が指名する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする、但し再任は妨げない。

(役員任務)

第13条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長(次期会長候補)は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、会務を執行する。

4 会計は、本会の財務を管理する。

5 監事は、本会の財務を監査する。

(事務局職員)

第14条 本会に、会長の指名により、事務局職員を置くことができる。

(顧問・相談役)

第15条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議により、会長が委嘱する。

3 顧問とは、理事会等通常の会活動に参画し、本会の活動全般にわたって助言指導をいただくものとする。

4 相談役とは、通常の会活動には参画せず、必要が生じた時、適宜助言指導をいただくものとする。

第4章 会議

(会議)

第16条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第17条 総会は、会員全体をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3 定期総会は、毎年1回、事業年度終了後すみやかに召集する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上から請求があったとき、これを開くものとする。

5 総会の議長は、その都度選出する。

6 総会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員を選出及び承認
- (5) その他、重要事項

(理事会)

第 18 条 理事会は、役員全体をもって構成し、会長が必要と認めたとき召集する。

2 理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。

3 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会提案事項
- (2) 総会により委任された事項
- (3) 会員の入会及び除名に関する事項
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

(部会等)

第 19 条 会長は、理事会の承認を得て、専門部会等を設置することができる。

(会議の議決)

第 20 条 総会及び理事会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席（委任状を含む）で議事を開くことができる。

2 議事は出席者の過半数の賛成により可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

(経費)

第 22 条 本会の経費は、年会費、臨時会費、寄付金等の収入をもってあてる。

2 本会の年会費は、次のとおりとする。

従業員数 50 人以下 5,000 円

従業員数 51 人以上 300 人以下 10,000 円

従業員数 301 人以上 20,000 円

3 必要に応じ理事会の決議を得て、臨時会費を徴収することができる。

第 6 章 表 彰

(目的)

第 23 条 この表彰は、本会の運営に大きく貢献し、もしくは本会の目的達成のために尽力した個人又は長年にわたって役員を担当する等功績のある会員事業所を対象として行うものとし、その功績を讃えることにより本会活動の活性化に役立てるものとする。

(表彰の基準)

第 24 条 被表彰者の選定要件は、次の各号の 1 に該当するものとする。

- (1) 連続 5 年以上の期間にわたって、本会の役員事業所の実務を担当し、本会の発展運営に大きく貢献した個人。
- (2) 連続 10 年以上の期間にわたって、本会の役員を担当し、本会の発展運営に大きく貢献した事業所。
- (3) 廃棄物の適正かつ効果的な処理又は資源化について発明等顕著な実績を挙げたもの。
- (4) その他、理事会で必要と認めたもの。

(選考の方法)

第 25 条 会員は誰でも、又いつでも第 24 条の要件を満たすものを表彰の候補者として理事会に推薦できるものとし、推薦を受けた場合、理事会は審議のうえ表彰の可否を決定するものとする。

(表彰の方法)

第 26 条 表彰は、定期総会において行う。ただし、個人を表彰するにあたり被表彰者の遠隔地への転勤など急を要する場合は、その都度随時行う。この場合は事後の定期総会で報告する。

(賞状、賞品等)

第 27 条 表彰は、会長が表彰状に記念品を添えて手渡すものとする。

附則

1. この規約は昭和 52 年 2 月 24 日より施行する。
2. " 昭和 53 年 4 月 1 日 " (2 条改訂)
3. " 昭和 54 年 4 月 1 日 " (10 条改訂)
4. " 昭和 59 年 4 月 1 日 " (1 条改訂)
5. " 昭和 62 年 4 月 1 日 " (11・13・17・18・20 条改訂)
6. " 平成 元年 4 月 1 日 " (15 条改訂)
7. 平成 2 年 5 月 9 日、相模原廃棄物対策協議会表彰規程を会則の付属規程として制定した。
8. この規約は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。(23・24・25・26・27 条改訂)
9. " 平成 20 年 4 月 1 日 " (10・13 条改訂)
10. " 平成 27 年 5 月 15 日 " (5 条改訂)
11. " 平成 28 年 5 月 13 日 " (10 条改訂)